

消費税率引上げに伴う東京都特別区に係るタクシーカーの運賃の改定について

平成 26 年 2 月 28 日
物価問題に関する関係閣僚会議

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられるに伴う、東京都特別区に係るタクシーカーの運賃の改定については、別紙のとおり認めることとする。あわせて、各事業会社が、改定内容に關し、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう求める。

東京都特別区に係るタクシーの運賃の改定について

1. 基本的な考え方

- ①初乗運賃については、自動認可運賃に 108／105 を乗じ、四捨五入により 10 円単位で端数処理を行う。
- ②加算運賃については、標準的な事業者の事業収入全体の増収率が 108／105 となるように加算距離を短縮する。

2. 事業者及び改定率

事業者	改定率 (%)
東京都特別区のタクシー事業者	2. 723

運賃改定額（普通上限運賃）

	現 行	改 定
初乗運賃	2km 710円	<u>2km 730円</u>
加算運賃	288m 90円	<u>280m 90円</u>

3. 実施予定日 平成26年4月1日